

# 調査票調査における対象者の負担

三育学院大学 篠原清夫

## 1 目的

近年、社会調査が計画される際には研究倫理審査委員会等の承認が必要であることが一般的になってきた。研究倫理審査があることにより調査対象者の人権が守られ、「ゴミのような社会調査」(谷岡,2000)が少なくなる可能性があり、良い傾向であるのかもしれない。しかし同時に調査に対する規制が多くなり、学術目的の調査自体が困難になっている状況がある。研究倫理審査では医学系研究でない分野においても「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」(文科省・厚労省,2017 改定)が適用されることがあり、対象者への侵襲性、介入、不利益への配慮が求められることがある。社会学研究でも人権擁護は当然重要であるため、「日本社会学会倫理綱領」(2005)、「日本社会学会倫理綱領にもとづく研究指針」(2016)において示されており、社会調査の際には様々な倫理的配慮を行うことが考慮されてきた。調査対象者を保護していくには、①社会調査による不利益を明確にすること、②インフォームド・コンセント制度の確立、③倫理教育の制度化が重要であることが提言されている(藤本,2007)。この中で現在あまり検討がなされていない分野が①だと考えられ、社会調査による不利益に関する研究やデータの蓄積は少ない現状がある。そこで本研究は、自記式調査票調査に対する対象者の負担度を調査し、調査票調査に対する負担について議論するためのデータを提供することを目的とする。

## 2 データと結果

本研究で用いるデータは、牧師の職業生活について尋ねる自記式調査票調査(無記名)で、調査対象はプロテスタント系 A 教団牧師 92 名である。方法としては集合調査と郵送調査を併用し、集合調査は回収箱に回収、郵送調査は郵送による無記名返送を実施した。結果、回答者は 62 名(回収率 67.4%)であった。調査票は表紙を含め 9 ページ(表紙に質問なし)で構成され、普段の仕事 17 項目、現在の状態 29 項目、周囲の人々 9 項目、満足度・職場 25 項目、日常生活 15 項目、牧師としての仕事 13 項目、フェイスシート 9 項目、調査に対する負担 2 項目で、いずれも選択肢による回答である。総回答項目は 119 項目であるが、任意による自由記述 3 か所、サブクエスション 9 か所がある。

「この調査に答えることに対して、身体的あるいは精神的負担がありましたか、ありませんでしたか。」という質問に対し、「調査に協力する身体的負担」に関して「全くなかった」(69.6%)が最も多く、次いで「あまりなかった」(23.2%)が多かった。

92.8%が身体的負担は低いとしていることがわかった。また、「調査に協力する精神的負担」に関して、「全くなかった」(58.9%)が最も多く、次いで「あまりなかった」(28.6%)が多く、全体の 87.5%が精神的負担は低いとしていた。

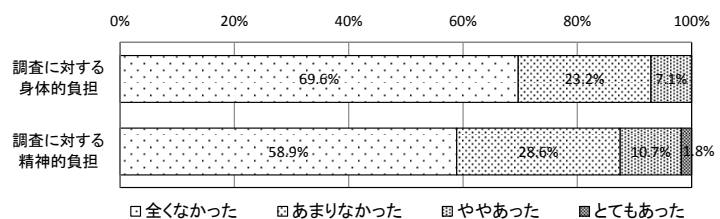


図. 調査に対する負担(n=56)

## 3 結論

牧師という少数の特定集団における調査結果で結論には限界があるが、今回の結果から調査票が 8 ページ、100 設問程度の調査を実施した際に、9 割程度の回答者は身体的・精神的負担をあまり感じていないことがわかった。調査に対する負担度には年齢による違いは見られず、全ての項目に漏れなく回答する「真面目な」回答者が調査に対する負担があると感じる傾向がみられた。調査回答への負担は、調査対象者が調査の意義をどのように受け止めるかによって負担への感じ方が異なると考えられる。調査による回答者の負担に関する実証的データを蓄積していく際には、調査への興味や意義に対する回答者の意識も調べていく必要があるものとする。